

# 調 査 票 様 式

平成18年工業統計調査 工業調査票 甲 (従業員30人以上の事業所用)

業種 番号

① 市区町村番号 ② 調査区番号 ③ 工業調査票番号

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ) 2 本社又は本店の名称及び所在地 3 他事業所の有無

Table with columns for 10 有形固定資産 (有形固定資産), 11 リース契約額, 12 製造品出荷額, 13 製品別製造品出荷額, 14 加工賃収入額, 15 酒類・たばこ税・税額控除, 16 製造品出荷額, 17 主要原材料, 18 作業工程

4 経営組織 5 資本金額又は出資金額 (会社に関する) 6 従業員数 (年末現在)

Table with columns for 19 工業用地及び工業用水, 20 事業所敷地面積及び建築面積, 21 事業所敷地面積の内訳, 22 事業所敷地面積の内訳の内訳

7 常用労働者毎月末現在数の合計 8 現金給与総額 (年別) 9 原材料・燃料・電力の使用額及び委託生産費 (年間) 10 燃料使用額 (年間) 11 電力使用額 (年間) 12 委託生産費 (年間) 13 工業用地及び工業用水

本日の調査票は統計法昭和二十二年法律第十八号に基づき指定された事業所は申告の義務があります。本日の調査票は統計法昭和二十二年法律第十八号に基づき指定された事業所は申告の義務があります。

# 記入注意

## 調査項目の説明

### 6 従業員数

- (1)個人事業主及び無縁家族従業員とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない個人事業主と、その家族で手元(口座)の預金のみを保有している者をいいます。
  - (2)常用労働者とは、次の(ア)～(イ)のいずれかの従業員をいいます。これを「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣受入者」別に記入してください。
  - (ア)期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
  - (イ)日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者
  - (ウ)他の企業からの出向従業員、人材派遣会社からの派遣従業員は上記に併せて扱います。
- (二)重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- (ウ)事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- ①「正社員、正職員等」には、雇用されている者で「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者を記入し、他企業に出向している者を除きます。
- ②「パート・アルバイト等」には、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者を記入してください。
- ③「出向・派遣受入者」には、他の企業から受け入れられている出向者、及び人材派遣会社からの派遣者を記入してください。
- (3)「臨時雇用者」には、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者を12月給与の帳簿締切日現在で記入してください。

### 7 常用労働者毎月未現在数の合計

「常用労働者」の1月から12月までの毎月未の現在数を合計したものです。したがって個人事業主、無縁家族従業員、臨時雇用者は、含まないでください。

### 8 現金給与総額

- (1)所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
- (2)「常用労働者」のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額。
- (3)「労働契約、団体協約、給与規則など」によって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など、一時的な理由により特別に支払われた諸手当、期末賞与などを記入してください。
- (4)ただし、出向・派遣受入者に対する支払は除いてください。
- (5)「その他給与」として、常用労働者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などを記入してください。

### 9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費

- (1)消費税額を含んだ金額を記入してください。
- (2)「原料材料使用額」  
(ア)燃料以外のすべての製造加工用の原材料及び工場維持管理のための材料、備品、消耗品、購入した水などのうち、実際に使用した総使用額をいいます(購入額を記入するものではありません)。
- (イ)原材料を使用し、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
- (ウ)同じ企業に属する他の事業所から受け入れた及び廃棄、休業、水産業、航業活動として自家取得したものの使用額を併せて記載して記入してください。
- (エ)燃料として使用されるもの、原料として使用された場合、例えばコンクリート製造用の石炭、コンクリートに用いられた石炭などは、原材料使用額に含まれます。
- (オ)燃料使用額には、暖房用も含まれます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が使用した石炭、石炭などの使用額は、製造品出荷額等の最も多かつた事業所にまとめて記入してください。
- (カ)「電力使用額」には、工場の電灯用も含まれます。なお、自家発電によるものは除きます。
- (4)「委託生産費」とは、原材料又は製造した製品を他企業の事業所に支給して製造加工を受託した場合に支払う加工費をいいます。

### 10 有形固定資産

事業所が所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む。)を帳簿面額によって記入してください。

(1)「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産(建物、構築物、機械、装置、

一定注意  
調査期間が年間となった事項については、平成18年1月1日から12月31日までの1年間の集計について記入してください。ただし、毎月の帳簿簿目(例えば25日)が決まっている事業所では、平成18年12月の帳簿締切日(例えば25日)のぼつて1年間の集計について記入しても差し支えありません。

船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)の両方を、それぞれ記入してください。

### (2)取得額

- (ア)購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設(移動)からの振り替えを、取得の際の帳簿価額又は振替えた際の評価額で記入してください。
- (イ)増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。ただし、資産評価額による固定資産の増加は、記入しなくてください。
- (ウ)「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は喪失による除却額を「土地」と「有形固定資産(土地を除く)」に区分して記入してください。
- (エ)減価償却額には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、帳簿価額計算額に当期分として「10」を記入して金額を記入してください。
- (オ)「建物、構築物」  
(ア)建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他倉庫、新築物(構外)のものを含む。並びに附属設備を含めてください。
- (イ)構築物には、ボックス、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
- (ウ)建設(移動)を設定している事業所は、借付に加えられた金額を勘定し、この勘定から有形固定資産又は他の勘定に振り替えられた金額の合計を「勘定」に記入してください。

### 11 リース契約による契約額及び支払額

- (1)リースとは、「賃貸借契約」であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないもの「リース」のうち、平成18年1月から12月までに総収が等しい物件賃貸借契約を交付した物件に対するリース契約総額(合計金額)を「リース支払額」には、事業所に存在するすべてのリース物件(平成18年以前に契約したものを含む。)に対する年間の支払リース料の合計金額を、それぞれ消費税額を含んだ金額で記入してください。
- (2)リース契約額が「10」を記入してください。
- (3)リース取引を売買取引に係る方法に併せて会計処理を行っている場合は、リースには記入せず、有形固定資産の項目に帳簿価額によって記入してください。

### 12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の面額及び原材料、燃料の在庫額

- (1)在庫額には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他企業から支給された原材料及び下請加工した製造品は、含まないでください。
- (2)金額は、帳簿面額によって記入してください。それが難しいときは、見積り市面によってください。
- (3)部分品でも事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含まれます。

### 13 製造品の出荷額、在庫額等

消費税等内国消費税額を含んだ金額で記入してください。ただし、在庫額については、帳簿面額によって記入してください。

- (1)製造品には、部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。
- (2)製造品名「加工品名」、「番号」、「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同様に記した「商品分類表」によって記入してください。
- (3)調査票欄に書きつづけないときは、補助用紙を用いてください。その際、調査票には以下別紙に記入するときは、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。
- (4)ただし、補助用紙を用いた場合は、必ず合計数字は、調査票の「製造品出荷額計」又は「製造品在庫額計」欄に記入してください。
- (5)「品目別製造品出荷額」  
(ア)同じ企業に属する他の事業所へ引き渡した、原材料又は製造した製品を他企業の事業所に支給して製造加工させて出荷した製造品も含まれます。
- (イ)同じ企業に属する二つ以上の事業所に送電している自家発電所が、余剰電力を他に販売した場合は、この販売電力を製造品出荷額等の最も多かつた事業所に出荷額に記入してください。
- (ウ)同じ企業に属するものは、その分を差し引いてください。
- (エ)同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは、市面によって出荷額を記入してください。

(5)「品目別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含まないでください。

(6)「加工費収入額」には、他の企業の事業所が所有する原材料又は製品に加工して平成18年中に引き渡したものに限り、受け取る加工費を記入してください。

(注)この欄において「加工」といふのは、他の企業の事業所から支給された主要原料料によって製造し、あるいは他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処

理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限ります。したがって、普通に出工業と呼ばれる産業に属する事業所でも、自分の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」のみから、これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。

(7)「工 修理材料収入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。

(注)船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のパワーホールなどは、「修理」しないてください。自己所有の原材料によって修理した場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工費収入」に記入してください。

### 14 主要原材料名

購入又は支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製造する場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

### 15 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道課税の合計額(消費税を除く内国消費税額)

製造品出荷額に占める直接輸出額の割合  
直接輸出とは、事業所が直接自企業又は自己名義で通関手続を行ない、輸出許可証の交付を受けたものや、商社等他の企業を経由して輸出したものをいいます。製造品出荷額に占める直接輸出額の割合を少数第2位まで記入してください。

直接輸出がない場合は、「0.0」を記入してください。

### 16 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。現場以上の製法のある製造品については、そのおとどの製法によつて、また、機械によつて異なるか、手作業によつて異なるか、要点を明確に記入してください。

### 17 工業用地及び工業用水

- (1)「ア 事業所敷地面積及び建築面積」  
(ア)事業所敷地面積には、事業所で使用(賃借を含む。)している敷地の全面積を記入してください。ただし、仮設、住居、倉庫舎、クラブ、倉庫、その他臨時厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路(公道)、へい、さくなどにより、明確に区別される場合は、これらの敷地の面積が、向からの方法で区別できる場合は、除いてください。
- (イ)なお、事業所の隣接地にある仮設予定地を事業所が占有している場合は含めてください。
- (ウ)事業所建築面積には、上記の「敷地面積」内にあるすべての建築物の面積の合計を記入してください。
- (2)「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される水(従業員の水、雑用水を含む。)をいいます。
- (3)「1日当り用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量(換算日数で割った)ものです。
- (4)「ア 1日当り水種別用水量」  
(ア)公共水道には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
- (イ)工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。
- (ウ)「井戸水」には、汲井戸、深井戸又は取水から取水する水の量を記入してください。
- (エ)「その他の湧き水」には、上記のいずれにも属さない(回取水)以外のもの、例えば、河川、湖沼又は貯水地から取水する水(池田水)及び河川水路又は旧河川敷内において湧き出た水によって取水する水(池田水)及び河川水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
- (オ)「回取水」には、この事業所内で一度使用した水を循環させて使用している水の量を記入してください。
- (5)「ア 1日当り用途別用水量」  
(ア)「ボイラー用」水とは、ボイラー内で蒸気を生産させるために使用される水をいいます。
- (イ)「原料用」水とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
- (ウ)「製品処理用」水とは、原料、半製品、製品などの発泡剤など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、パルプ製造工程におけるパルプの発泡剤排水、ビニール製造工程における洗浄水の溶解用水、染色用水などです。
- (エ)「洗却用」水とは、工場設備又は製品の洗しに使用される水をいいます。
- (オ)「冷却用」水(常知用)水、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水(温調用)水をいいます。

備考  
「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を備考欄に記入してください。



市区町村番号 〇 市区番号 〇 工業調査事業所番号 〇

調査票番号 〇 調査票種別 〇

★この調査は、統計法昭和二十二年法律第十八号に基づき指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。

1 事業所の名称及び所在地 電話 ( ) 局 番地 ( )

2 本社又は本店の名称及び所在地 電話 ( ) 局 番地 ( )

3 他事業所の有無 〇 又は番号一つに〇を付けてください。

4 経営組織

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る。)

6 従業者数(年末現在)

性別	常用労働者		臨時雇用者		計
	男	女	男	女	
合計					

7 現金給与総額(年間) (期末賞与、退職金等を含む)(単位:万円)

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間)

9 製造品出荷額等

品目別製造品出荷額(年間)	製造品名	数量	金額(単位:万円)
イ	加工賃収入額(年間)		
ウ	修理料収入額(年間)		
エ	酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額		
オ	主要原材料名及び簡単な作業工程		

10 9のイ、ウの合計金額

11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(消費税を除く内国消費税額)(年間)

12 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合(年間)

13 購入したもの

備考

申告者(代表者)の記名

本票の内容について回答できる人の職・氏名

---

---

平成18年(2006)

# 大 阪 の 工 業

---

平成20年3月発行  
編集・発行 大阪府総務部統計課  
大阪府中央区大手前2丁目  
TEL(06)6944-6949

印 刷  
TEL

---

---



総務部統計課

平成20年3月発行

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 / TEL06(6944)6949

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei> / <http://www.pref.osaka.jp/toukei/>